

お客様各位

**【6月末まで期間延長】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用料金の取り扱いの
特別措置実施について**

初回掲載日：2020年3月30日
エルシーブイ株式会社

平素はエルシーブイ株式会社をご利用いただきありがとうございます。

エルシーブイ株式会社は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、放送サービス・通信サービス利用料金等のお支払期限につき、以下の特別措置を実施いたします。

記

■特別措置の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※1」を受けているお客様からのお申し出に応じて、お支払期限の延長をいたします。

※1：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくはこちら
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

■お支払い期限の延長

お支払い期限が2020年3月1日以降となっている料金について、お客様からのお申し出に応じて、お支払い期限を1ヶ月間延長いたします。

口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客様は、お客様からのお申し出があった日付によっては、通常通り口座引き落としが行われる場合があります。

■お客様からのお申し出の受付開始日

2020年3月30日(月)～

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

■お支払い期限の延長措置実施期間

2020年6月末日まで(期間延長)

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実施期間を延長する場合があります。延長する場合には、ホームページ等で別途お知らせいたします。

■本件に関するお問い合わせ

エルシーブイ株式会社 カスタマーセンター
0120-123-833 (9:00～18:00)

エルシーブイ株式会社では、今後ともよりよいサービス提供に努めてまいります。
引き続き変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

以上